

2 介護予防対象者把握事業

1 目的

要介護状態となることを予防し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する。

2 対象

65歳以上の者（ただし、市町の要介護者及び要支援者を除く。）

3 検査項目

問診：生活機能に関する25項目（基本チェックリスト）

4 判定基準

判 定	判 定 基 準
二次予防事業対象者	1から20までの項目のうち、10項目以上に該当 6から10までの項目のうち、3項目以上に該当 11及び12の2項目すべてに該当 13から15までの3項目のうち、2項目以上に該当
その他考慮する事業	16の項目に該当 18から20のいずれかに該当 21から25までの項目のうち、2項目以上に該当
対 象 外	二次予防事業対象者以外の者

5 実施状況

表1 市町別判定内訳

	二次予防事業対象者判定		二次予防事業対象者の内訳（延べ人数）				その他考慮する事業の内訳（延べ人数）			
	対象外(%)	対象者(%)	総合(%)	運動(%)	栄養(%)	口腔(%)	閉じこもり(%)	認知機能(%)	うつ(%)	
下野市	8,142 (79.4)	1,675 (20.6)	328 (19.6)	922 (55.0)	94 (5.6)	1,047 (62.5)	457 (5.6)	1,915 (23.5)	1,602 (19.7)	
塩谷町	2,179 (69.1)	674 (30.9)	210 (31.2)	453 (67.2)	49 (7.3)	375 (55.6)	258 (11.8)	712 (32.7)	565 (25.9)	
総 数	10,321 (77.2)	2,349 (22.8)	538 (22.9)	1,375 (58.5)	143 (6.1)	1,422 (60.5)	715 (6.9)	2,627 (25.5)	2,167 (21.0)	

下野市、塩谷町の2市町より委託を受け10,321人の介護予防者把握事業を実施した。